

パーセプション・ギャップの視点から見る日中関係

岩本 誠吾

Japan-China Relations from the Viewpoint of Perception Gap

Seigo IWAMOTO

1. はじめに

まず、2012年の4月以降、日中関係が急速に冷却化した経緯と現状について簡単に述べます。4月16日に東京都知事が尖閣諸島を購入することを表明しました。東京都による尖閣諸島を購入は、国家が今まで「平穏かつ安定的に」同諸島を維持・管理していた状況を大きく変更させることになる予想され、日中関係の悪化が懸念されました。日本政府は、東京都の尖閣諸島を購入を阻止するために、東京都に先駆けて7月7日に尖閣諸島の国有化の方針を決定し、その直後の11日に日中外相会談で、国有化の趣旨を中国側に伝達しました。

しかし、8月15日には、尖閣諸島が中国領土であると主張する香港の活動家が尖閣諸島に上陸する事件が発生し、彼らは沖縄警察に逮捕され、その2日後の17日に中国に強制送還されました。この事件を契機に、19日以降、中国国内で反日デモが発生し、デモの一部が暴徒化しました。また、8月27日に、外交特権が付与されている駐中国日本大使の公用車が襲撃される事件も発生しました。9月9日に、APEC会場での立話会談において胡錦濤国家主席が野田首相に国有化を中止するよう強く要請しましたが、日本はその2日後の11日に尖閣諸島を購入を閣議決定し、当該所有権を国に移転しました。その後、柳条湖事件の記念日である9月18日をピークに、大規模な反日デモが中国国内の125都市で発生し、一部の者による日系企業に対する破壊・略奪行為が発生しました。

反日デモの破壊・略奪行為による日系企業の被害総額は、数十億円から100億円程度と見込まれます。さらに、中国による対日貿易規制措置、日本製品の不買運動（日貨排斥運動）、中国人の旅行自粛措置が行われ、日中経済関係は一気に冷却化しました。地方自治体及び民間人による文化交流だけでなく、9月29日の日中国交正常化40周年記念行事も中止されました。いわば、日中関係は、小泉首相時代に言われた「政冷経熱」から一気に「政冷経冷」へと変更してしまったと言えます。

2. 日本・日本人に対する誤解

このような日中関係が悪化する根底には、国民レベルでの日中相互の誤解が大きく影響していると思います。まず、中国人の日本及び日本人に対する誤解について述べます。

(1) 「日本人は悪者である」

1972年頃の中国では、日本人を一般国民と一部の軍国主義者の二分法で分類し、悪いのは一部の軍国主義者であり、戦争に巻き込まれた一般の日本人は悪くないとの見方でした。1980年代には、日本の先進性や近代化に対する評価も高く、日本人は学ぶべき対象であり、日本人の印象は良好でした。

しかし、1990年代になると、中国では、愛国教育が行われました。愛国心を育むことは中国だけでなく、日本を含むすべての国にとっても必要なことです。ただ、中国での愛国教育が、極端に戦前の日本の軍国主義を批判するあまり、「愛国教育」が「反日教育」となり、更にデモや破壊行為の正当化としての「愛国無罪」へと繋がっています。特に、1980年代及び1990年代生まれの中国人の若者は、日本人全体に軍国主義のイメージを持つようになりました。ちなみに、中国では、2011年に抗日戦争TVドラマが12シリーズ396回も放送されています。日本人はすべて悪いという印象が、今回の反日デモのプラカードにも、「小日本」^{シャオリーベン}「日本鬼子」^{リーベン グイズ}の蔑称として表れています。

日本は、日中戦争の反省から中国経済の発展に寄与するために、日中平和友好条約発効後の1979年から2007年までの間に、3兆円を超える対中円借款及び民間経由分の合計額6兆円の対中経済支援を行いました。2008年度以降も継続して現在も、環境保全や人材育成などの無償援助や技術協力が行われています（2008年度には53億円、2012年度は42.5億円）。しかし、そのような事実を、まったく、反日デモの若者たちは認識していません。もし若者たちが日本の対中支援を十分認識していれば、あのような過激な行動に至らなかったのではないのでしょうか。

他方、日本に留学した中国人学生（2000年度32,000人が2011年度88,000人に増加）や日本に来た中国人観光客（2000年度に41万人が2010年度141万人に増加）は、実体験として、日本人が軍国主義者でなく、平和主義者であることをよく理解していると思います。日本への留学生や旅行者が増加することは、日本理解を促進するのに最適な方策です。このような相互理解が日中間で必要な時期だからこそ、中国側は様々なレベルでの日中交流を再開し、日本への旅行の自粛を解除することが日中関係の改善に不可欠であると考えます。

(2) 「日本人は中国侵略を反省していない」

中国は、歴史認識に関連して、「日本人が中国侵略を反省していない」としばしば批判します。確かに、現代の日本人、特に日本の若者が、近現代史の勉強をして日中関係を十分理解しているとは必

ずしとも言えません。日本が、学校教育の中で、「近現代史」の歴史教育をより一層充実させるべきであることに私も同感します。歴史教育をする前提として、まず、日中双方が歴史認識を共有することが必要であり、そのために、2006年以降、安倍首相と胡錦濤国家主席が設置に合意した「日中共同歴史研究」が開始されたことは画期的なことである、と高く評価できます。

2006年から2009年まで4回の全体会合が開催され、日中共同歴史研究の報告書が2010年1月に公表されました。しかし、日中間で共通認識を持たなければならない最も重要な第二次大戦後の部分（第3部：戦後日中関係の再建と発展、3章分）が、未公開とされました。その後の第2期の日中共同歴史研究の予定も決まっていません。日中共同歴史研究による「近現代史」の未公開部分を早期に公表し、そして、第2期の同研究を再開することによって、初めて共通認識に基づく歴史教育を日中両国民に行うことができます。そのことが、今取り組むべき課題ではないでしょうか。

3. 尖閣諸島の現状

多くの中国人は、尖閣諸島の現状を十分正確に認識していないように思えますので、ここで尖閣諸島の事実関係を明確にしておきたいと思います。1972年の沖縄返還協定により、その施政権が日本に返還された尖閣諸島は、5つの島と3つの岩礁から構成されています。そのうち、大正島と3つの岩礁は、もともと国有地です。

民間人が所有する島は、4つの島です。久場島は、国が民間人から賃借して、国有地の大正島とともに、日米地位協定に基づく日米合同委員会での合意により、射爆場として米軍に提供しています。魚釣島、北小島及び南小島は、2002年4月より「平穏かつ安定的な維持管理のために」国が民間人より賃借していました。今回、日本政府が、その3つの島を民間人より購入して、所有権の移転を行ったわけです。尖閣諸島は、もともと国有地の所もあり、民間人所有の4島も国が賃借していたものです。

4. 日中による国際法主張の相互認識の必要性

1970年代以降、日中両国は尖閣諸島の領有権に関する国際法の主張をそれぞれ行っています。最近では、9月25日に中国は、新華網日本語版のホームページに、日本語と中国語の「釣魚島は中国固有の領土である」という白書（《釣魚島是中國的固有領土》白皮書）を発表しました。日本も、外務省のホームページに、「尖閣諸島のQ&A（尖閣諸島問答）」を中国語版でも掲載しています。

日中両国は、それぞれ相手国による国際法の主張を十分認識し、法的根拠の有効性や正当性を相互に議論しなければならないことは言うまでもありません。可能であれば、両国の国際法学者同士の研

究会合が開かれることも一つのアイデアかと思います。さらに、国際法的根拠に関する議論が二国間で解決しなければ、第三者機関に任せる方法もあります。その場合、裁判官の中に中国人も日本人もいる国際司法裁判所は、最適の紛争付託先です。

ここでは、国際法上の詳細な議論をするつもりはなく、あくまで中国側があまり言及していない2つの点だけを指摘することに留めておきます。

一つは、1920年5月20日に中華民国の駐長崎領事が、前年の中国人遭難事件で日本人が救助活動をしたことに対する感謝状を7名の日本人に出しています。そこには、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」と記載されています。もう一つは、1953年1月8日付の人民日報に掲載された「琉球群島における人々の米国占領反対の戦い（琉球群島人民反对美国占领的斗争）」という新聞記事です。ここでは、「琉球群島が、……尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、大島諸島、トカラ諸島、大隅諸島の7組の島嶼からなる（琉球群島散布在我国台湾东北和日本九州岛西南之间的海面上、包括尖阁诸岛、先岛诸岛、大东诸岛、沖縄诸岛、大島诸岛、土噶喇诸岛、大隅诸岛等七组岛屿）」と記述されています。中国は、これらの事実をどのように解釈しているのかを別の機会に説明していただければ、それを基に日中間で国際法の議論が一層深まることになるかと思います。

5. 「棚上げ・現状維持」の合意に関する事実上の共通認識

次に、日中間で論争されている「棚上げ・現状維持」の合意があったのか、なかったのかという認識問題について考えます。中国側の先生方もご承知の通り、1972年に周恩来総理が「この問題には触れない」と発言され、1978年に鄧小平副総理が「一時棚上げにしてもかまわないと思う。……我々の世代の人間は知恵が足りない。……次の世代は我々よりもっと知恵があろう。」と発言されました。

中国側は、尖閣諸島の領有権問題は存在するが、その棚上げを提案し、日本もその提案を了解したと解釈しています。日本側は、法的（de jure）には、中国側の「棚上げ」発言の後に、それに同意するもしないとも発言していないので、尖閣諸島の領有権問題の棚上げに関する合意は存在しないと解釈しています（内閣衆質176第69号平成22年10月26日答弁書）。しかし、日本側は、尖閣諸島を実効支配しているけれども、海上保安庁による海上からの監視活動以上のことを差し控え、中国側の「棚上げ」提案に対応して、事実上（de facto）、「棚上げ・現状維持」に努めてきたことは明らかです。

国家は、自国領であれば、そこへの自国民の立入りを認め、そこでの建物の建設やさらなる実効支配の措置を行うことは、通常よくあることです。しかし、日本は、実効支配を海上保安庁による定期的パトロールという最低限のレベルにとどめ、自国民の立入りを禁止し、尖閣諸島の周辺海域での民間企業による海底油田のための試掘を許可しませんでした。日本は、尖閣諸島を国有化した現在も、自国民の立入りの禁止を続け、現状維持・現状凍結を継続しています。

6. 尖閣諸島の現状維持を変更したのは日本なのか？

中国は、1958年9月の領海宣言で、その適用範囲として「台湾及びその周辺の各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島その他」と規定していました。しかし、1992年2月の領海及び接続水域法（中华人民共和国領海及毗連区法）第2条は、「台湾及びその周辺の各島」の中に「釣魚島」を明記しました（台湾及其包括钓鱼岛在内的附属各島）。中国は、1998年6月の排他的経済水域及び大陸棚法（中華人民共和国専属経済区和大陸架法）及び2009年12月の海島保護法（中华人民共和国海島保护法）を制定し、海洋法関連の国内法を着々と整備してきました。

それらの国内法を基に、2008年12月8日には、国家海洋局所属の海洋監視船「海監」2隻が尖閣諸島付近の領海内に初めて入り9時間にわたり徘徊しました。その際に、国家海洋局は「中国の実効支配のために行動した」と発表しました。さらに、2011年8月24日には、農業省漁業局所属の漁業監視船「漁政」2隻も、尖閣諸島の領海内に初めて入り、「正常な漁業活動の秩序を維持している」と発表しました。「海監」及び「漁政」は、民間の漁船と異なり、国家機関の政府船舶・公船であり、それらの行動は国家意思の表明となります。

日本の「国有化」宣言以前のこれら中国側の国家行為は、周恩来総理や鄧小平副総理が主張された「棚上げ・現状維持」に反しないのか。それとも、それらの行為をするということは、もはや中国は尖閣諸島に関する「棚上げ・現状維持」を放棄したというのか。幾つかの疑問が生じてきます。中国側の先生方は、この点についてどのように考えるのか教えていただきたいと思います。

7. 「国有化」の認識ギャップ（土地制度・財産制度の相違による認識ギャップ）

日中間の誤解の一つに、「国有化」に対する政府の認識ギャップがあります。東京都知事は、尖閣諸島の購入後に、荒天時のための避難港、漁業無線の電波中継基地、気象観測所の整備などを計画していました。日本政府は、東京都による尖閣諸島の購入及び購入後の整備計画を阻止すること、すなわち国有化することで、尖閣諸島の「平穏かつ安定的に管理する」環境の保持＝尖閣諸島の現状維持を図ろうと考えました。多くの日本人も、日中関係の観点から、石原知事の東京都よりも国家による購入の方が穏健であり適切と考えていましたし、尖閣諸島の国有化後の今も、そのように考えていると思います。すなわち、日本による国有化は、実効支配の強化ではなく、日中関係に配慮した現状維持のための国有化でした。

しかし、中国側は、逆に、日本に国有化することで現状を変更し、尖閣諸島において施設の建設や自衛隊の駐留などの更なる実効支配を進める意図があるのではないかと警戒しました。もともと、一般の中国人は、日本による尖閣諸島の実効支配の実態を一般的に認識しておらず、その国有化によっ

て日本が実効支配していない島を一方的に強引に占領したとの印象を持ち、日本の「侵略性」が高まったと映ったのかもしれませんが。

また、国家と地方との関係において、日本政府が介入して民間人と東京都の購入契約を阻止することは、日本の地方自治制度及び私有財産制からすれば、困難であったと思います。他方、中国側は、国家に絶対的な権限があり、地方に対して命令服従させることができるという社会制度の感覚からか、最終的に国家（日本政府）が地方（東京都）による尖閣諸島の購入を阻止できると判断していたようです。そこに大きな認識ギャップがあったと思います。

前述した国内法の制定及びそれに基づく国家機関の行動という2つのレベルで言いますと、国有化はあくまで国内法の登記上の所有権移転行為であって、それに基づいた国家機関による実際の目に見える行動はまだ行われていません。むしろ、日本政府は、尖閣諸島を購入・国有化した後も、日本人の立入りを禁止しているし、まったく新たな具体的な国家行為（施設の建設など）を行っていません。日本政府は、国有化しても、尖閣諸島の現状維持が継続されていると認識しています。

8. 日中の外交論争と日本外交の変化

では、尖閣諸島の領有権をめぐる現状ですが、中国は、9月13日に尖閣諸島の領海を表示した海図を国連に提出し、16日には、大陸棚延伸も国連大陸棚限界委員会に近く申請すると発表しました。9月26日に、中国が国連に提出した海図と日本政府提出の反論文書が国連公式サイトに公表されました。このような国連の場だけでなく、様々な国際会議や二国間外交で、中国が尖閣諸島の領有権を主張する外交宣伝活動を積極的に行っています。それに対抗するために、9月22日に、日本もようやく、「配慮・消極外交」から「主張・積極外交」へと戦術を変更して、野田首相の国連演説（9月26日）や楊潔篪中国外相の日本非難演説に対する日本側の答弁権の行使など（9月27日）、攻勢的な外交宣伝活動に着手し始めた段階です。

日中間の尖閣諸島をめぐる外交論争は、二国間の直接対決の論争ではなく、第三国への主張という場外乱闘の様相を呈しています。それによって尖閣諸島をめぐる両国の国際法上の議論が国際社会において注目されることは、日中それぞれの法的根拠の有効性が客観的に判断されることにつながるもので、個人的には望ましいと考えています。

日本は、第二次大戦後から現在まで、中国及び韓国に対して、歴史的な反省から「消極的で配慮の外交」を展開してきました。もともと日本人は、どちらかという自己主張をあまりしないで、周りの状況に合わせる国民性を有しています。日本外交もそのような日本人の国民性が表れているように見えます。しかし、今般の尖閣諸島をめぐる問題を契機に、日本政府は、やはり自国の立場を積極的に対外的に説明しなければ、国益が損なわれると痛感して、積極的な主張外交に転じたように思います。

このような日本政府の外交転換の根底には、日本国民の領土問題及び安全保障問題に対する意識の大きな変化並びに外交転換に対する日本国民の広範な支持があります。それは、日本国民の右傾化・軍国主義化であるとの指摘もありますが、むしろ、日本国民が領土問題や安全保障問題の重要性によりやく気付き始めたにすぎないと解釈する方が、日本人の社会認識状況に合致しているように思います。

9. 「一衣帯水」の間にある日中関係の改善策

では、「一衣帯水」の日中関係を改善するために、どうすればいいのでしょうか？日中両国は、引越しのできない隣国同士であり、経済的には緊密な関係にあります。2008年の日中共同声明において、日中間の戦略的互惠関係が謳われています。現在、日系企業は、中国国内に22,300社あり、中国人の従業員を約1,000万人雇用しています。今回の事態は、日本経済に大打撃をもたらしますが、それと同時に、中国経済にも、当然、相当の悪影響を及ぼしています。

尖閣諸島の領有権問題に関する棚上げ合意があったか・なかったか、尖閣諸島の領土問題が存在するか・しないか、という日中それぞれの公式の立場に固執すれば、日中間の議論は停止状態と陥り、現在の事態が一層悪化するだけです。それぞれ両国は、尖閣諸島問題に限定して議論するのではなく、日中間に存在するあらゆる外交問題を議論するという姿勢から、より良い日中関係を考えるべきであります。また、それは常に可能であると思います。その議論の中には、必然的に、尖閣諸島に関する議論も含まれることになります。

日中両国が、それぞれの政治的立場を害することなく、さらに、両国の政治的対立を乗り越えて偉大な成果を上げた良き先例として、1972年の日中共同声明があります。その第3項で、台湾が中国の領土の一部であるとの中国の立場が表明されています。他方、台湾の立場を擁護する日本は、中国の立場を「承認する」のではなく、「十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する（日本国政府充分理解和尊重中国政府的这一立场，并坚持遵循波茨坦公告第八条的立场）」と規定しています。このように、微妙な表現によってそれぞれの政治的立場を害することなく、日中国交が正常化されました。

まず、日中間の対話を再開し促進するためにも、尖閣諸島の現状に戻すことが必要になってきます。その場合、中国が考える「尖閣諸島の現状」とは何を指すのか、日本が考える「尖閣諸島の現状」とは何を意味するのか。これらを含めて、日中両国が議論すればいいと思います。両国関係は、「太鼓の両側の皮」であり、一方が強硬な措置を取れば、他方もそれへの対抗措置を取らざるを得なくなり、お互いにエスカレーションの階段を上ることになります。

10. 日中防衛当局による「海上連絡メカニズム」協議の再開

日中対話の再開と並行して、日中の軍事防衛当局間で偶発事故が発生しないように、危機管理システムを構築しておくことも必要です。2010年4月8日に、東シナ海において中国艦船の艦載ヘリコプターが日本の自衛艦に水平距離約90m、行動約30mまで接近飛行しました。4月21日にも、中国の艦載ヘリコプターが自衛艦に水平距離90m、高度50mまで接近飛行してきました。通常の軍事常識からすれば、極めて危険な事態が発生したと言えます。そのような飛行は、一般的に海上事故防止協定で禁止されている模擬攻撃に該当します。

日中防衛当局は、2012年夏までに、「海上連絡メカニズム」協議を通じて、中国艦船が日本近海の海峡を通過する際には、事前通告することが大筋合意されていました。また、「海上連絡メカニズム」協議では、自衛隊と中国軍の艦艇や航空機が接近した際に、無線通信の周波数を共通化し、使用言語を英語に統一することでもほぼ合意していました。自衛隊と中国軍の高官が緊急時に連絡を取り合う軍事ホットラインの設置でも一致し、2012年の年内に日本の防衛大臣が訪中して合意文書に署名する段取りを調整中であつたと報道されています。しかし、10月26日に、その協議が中断している状態であることが判明しました。是非とも、正常な日中関係でないこの時期にこそ、両国の軍事機関による偶発事故が発生しないような信頼醸成措置を早急に構築する必要があります。

11. まとめにかえて

最後に、中国湖南省長沙市にある日系スーパー「平和堂」が、反日デモによりテナントを含めて総額35億円の被害を受けましたが、ようやく10月27日に1か月半ぶりに営業を再開しました。「平和堂」は、休業中も中国人従業員の給与を支払い、そのためか、辞めた従業員はいなかったそうです。日系企業も、中国人の従業員も、スーパーを利用する地元住民も、日系スーパーの再開を望んでいました。誰も日中関係の悪化を望んでいません。

つまり、今の日中関係において最も重要なことは、日中両国が「和則両利、鬪則俱傷（和すれば両方に利あり、鬪えばともに傷つく）」という中国の諺を十分理解することだと思えます。

ご静聴、ありがとうございました。

〈コメント又は質問、それに対する応答〉

中国側コメント：

報告の中であった研究者による釣魚島に関する国際法会合の開催提案には、賛成である。上海でそのような研究会合ができればいい。

東京の購入より国有化の方がましだとの指摘は間違いである。他の選択肢はなかったのか。

「棚上げ」合意に関して、中国は、釣魚島が自国の領土であれば、1992年の領海法で釣魚島を規定することは自然なことであり、その法律に基づく「海監」の行動も正当である。また、「海監」の行動はそれほど頻繁でなく、最低限度に留めており、極めて自制的である。

応答：

国内法の制定及び「海監」の行動が「現状維持」と考えるのか、日本の「国有化」は「現状維持」に反すると考えるのかを含めて、尖閣諸島の「現状維持」とは何か、どこまでが現状維持で、どこから現状維持の変更になるのか、まずは、両国の考えを明らかにする必要がある。

中国側コメント：

日本政府による実効支配が平穩に長期的に実施されれば、釣魚島は日本の領土になるので、それを阻止するために「海監」が派遣された。行動で実効支配を阻止する必要があった。

応答：

国際法上、領域取得の一つの方法として、「時効制度」が議論されることがある。時効の中断事由として、様々な方法があり、国家による抗議や国際司法裁判所への提訴などもその中断事由となる。時効を中断させるために、「海監」の派遣といった実力行使・強硬手段をとる必要はまったくない。